

## 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

山口県農業共済組合

### 1. 当組合が取り扱う個人情報の利用目的（法第18条第1項関係）

- (1) 当組合が取り扱う個人情報は、農業共済事業における引受・引受審査・損害評価・共済金等の支払・損害防止、加入推進、総代・共済部長等関係者の方々への会議・研修会のご案内、農業共済新聞の購読管理のために利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合、公的機関からの調査依頼に応ずる場合、公共の利益のために必要と考えられる場合、他の共済、保険との支払分担（建物・農機具共済）を行う場合に必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 特定個人情報の利用目的は、法令により認められる範囲内において利用するとともに、取得時に利用目的を明示します。

### 2. 当組合が取り扱う保有個人データに関する事項（法第27条第1項関係）

- (1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称 山口県農業共済組合

- (2) すべての保有個人データの利用目的

上記1.と同じ

- (3) 開示等の請求に応じる手続

- ① 開示等の請求のお申出先

〒754-0002

山口市小郡下郷2276番地6

山口県農業共済組合 総務部 企画管理課

TEL 083-972-7500

受付時間 午前9時から午後5時まで（組合の休日を除く）

- ② 開示等の請求に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求の方式

ご本人又は代理人による開示等の受付については、組合の所定の書面により当組合窓口において受付します。やむを得ない事情がある場合は、ご本人に限り書面による郵送でも受付します。

- ③ 開示等の請求をする者がご本人又はその代理人であることの確認方法

窓口において、ご本人であることを証明できる運転免許証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳等のうちいずれか一点（以下「本人証明書類等」という。）の提示をいただきます。

郵送の場合には、本人証明書類等の写しのほか、住民票及び請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）の同封をいただきます。

代理人による場合は、受付窓口において受け付けるものとし、法定代理人の場合は、請求者本人との続柄を証明できる住民票その他続柄を証明できるものを、任意代理人の場合は、請求者本人の印鑑証明書（交付日より3ヶ月

以内のもの)付きの請求書及び委任状と代理人本人であることを証明できる本人証明書類等の提示をいただきます。また、訂正ならびに利用停止等の請求の場合は、上記書類に加え、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類の提示をいただきます。

④ 利用目的の通知又は開示等の請求の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知又は開示等の請求の手数料は、1件あたり300円とし、必要に応じて実費相当額を負担していただきます。

(4) 保有個人データの取り扱いに関し、当組合が設置する苦情および相談窓口  
上記(3)①の開示等の請求のお申出先と同じです。

3. 共同利用に関する事項(法第23条第5項第3号関係)

法第23条第5項第3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者の間で共有して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

外部との共同利用

共同利用の目的、個人データの管理に関する責任の所在等

共同利用する者の範囲	共同利用の目的	共同利用する個人データの項目	当該個人データの管理責任者
農林水産省	農業共済事業における保険契約の締結に関する引受審査、契約の履行のため	住所、氏名、組合員等コード、各事業における引受・損害評価等の情報、家畜個体番号、家畜名号、家畜生年月日、刊行物の購読契約の種類	山口県農業共済組合長
全国共済農業協同組合連合会	建物共済における再共済契約の締結に関する引受審査、契約の履行のため		
山口県、県内各市町、管内の地域農業再生協議会、農業協同組合及び中国四国農政局地域センター	水田耕地情報の一体化事務に係る一元管理化、状況確認、印刷及び収入保険制度の普及推進のため		
指定獣医師	家畜診療業務における診断書、検案書作成のため		
全国農業共済協会	農業共済新聞ほか刊行物の購読者管理のため		

4. 匿名加工情報の取り扱いに係る公表について(法第36条第3項、法第36条第4項及び法第37条関係)

匿名加工情報を作成したとき又は匿名加工情報を第三者に提供した場合は、当組合ホームページ上に情報の項目、提供方法等について公表します。